国際通貨研レポート

公益財団法人 国際通貨研究所
Institute for International Monetary Affairs

2026年8月28日
nl2026.46

多極化する世界のデジタル通貨開発とクロスボーダー決済の課題解決に向けた取り組み

公益財団法人 国際通貨研究所
経済調査部 上席研究員　宮川 真一

【目次】

1. 3つのデジタル通貨の比較 4
2-1. リテールCBDC 各国の開発経緯と現在の方向性 5
2. 米国・中国は方針を転換 6
3. ユーロ圏・日本は従来方針を堅持 7
3-1. ステーブルコインの拡大 8
2. ステーブルコインの経済・金融システムへの影響 9
3. ステーブルコインに関する各国の規制動向 10
4. トークン化預金の台頭と制度上の課題 11
5-1. クロスボーダー決済の高度化に向けた代表的な3つのアプローチ 12
2. 多極化するアプローチと鍵となるインターオペラビリティ 13
6. まとめ 14

はじめに

- これまで世界のデジタル通貨開発は国家主導の中央銀行デジタル通貨（CBDC）を中心に進んできたが、ここにきて、CBDCに加え、民間主導のステーブルコイン、民間銀行預金をトークン化するトークン化預金等、それぞれの国・地域で目的や課題に応じたデジタル通貨を選択し、金融インフラを拡充する動きが出てきている。
- 本稿前半では、まず3つのデジタル通貨（CBDC、ステーブルコイン、トークン化預金）の特徴を比較し、米国、中国、ユーロ圏、日本で、CBDCの開発の方向性に違いが生じてきていることを概観する。
- 続いて、近年、発行額が拡大している米ドル建てステーブルコインについて、経済や金融システムに与える影響や各国の規制整備の状況を説明。更に、米国の大手金融機関が先行するトークン化預金の事例や制度上の課題に触れる。
- 後半では、デジタル通貨開発に共通して期待されるクロスボーダー決済の課題解決に資する代表的な3つの国際的なプロジェクトを取り上げ、鍵となるインターオペラビリティーの重要性について解説。日本に期待される役割についても言及する。

1. 3つのデジタル通貨の比較

- 2020年頃よりこれまで、世界のデジタル通貨開発は国家主導の中央銀行デジタル通貨（CBDC）、なかでもリテールCBDCを中心に進んできたが、2022年のジャマイカ以降、正式発行に漕ぎつけた国は出てきていない。
- 2025年1月、米国がCBDCの開発中止を表明した時期と前後して、米ドル建てステーブルコイン（USDC/USDT）が発行額を伸ばし、米国の大手金融機関を中心に銀行預金をトークン化する動きも出てきている。
- 3つのデジタル通貨には、国内外の決済の効率化という共通する目的があるが、発行主体・価値の安定性・信頼の源泉の面では大きな違いがある。

	CBDC	ステーブルコイン	トークン化預金
定義	法定通貨のデジタル版	民間発行のデジタル通貨	銀行預金のデジタル版
発行主体	中央銀行	ノンバンクや商業銀行	商業銀行
主な発行目的	決済の効率性・安定性の向上 金融包摂、通貨主権の維持	暗号資産取引、送金の効率化 DeFi活用、金融包摂	決済の効率性・安定性の向上 金融サービスの高度化
価値の安定性	法定通貨と等価	裏付資産（銀行預金・短期国債等）やアルゴリズムにより価値の安定化を図る	銀行預金と等価
利息の付与	原則なし	原則なし	預金商品に準じる
預金保険	対象外	対象外	各国の預金保険制度に準じる
信頼の源泉	中央銀行（国家）の信用	発行体の信用＋裏付資産の安定性	銀行の信用＋預金保険制度
規制監督体制	中央銀行が設計・管理	各国で法整備・監督体制を構築中	銀行預金と同様の規制・監督
主な事例	Sand dollar（バハマ）、eNaira（ナイジェリア）、Jam-Dex（ジャマイカ）	USDT（エルサルバドル） USDC（米国）	Kinexys Digital Payments（米国） Citi Token Services（米国）

（出所） 各種資料より国際通貨研究所作成

2-1. リテールCBDC　各国の開発経緯と現在の方向性

- 2019年、中国はデジタル人民元のパイロットテストの開始を表明。続く、2020年には、日本、ユーロ圏、米国も相次いでリテールCBDCの開発に着手し、これまで開発競争を繰り広げてきたが、2025年1月、米国はデジタルドルの開発を中止。2026年1月、中国はデジタル人民元を中央銀行の負債から商業銀行の負債とする方針転換を表明（詳細後述）。
- 一方、ユーロ圏はデジタルユーロの開発を継続し、2029年にも実際の発行に漕ぎつけたい意向を明らかにしている。なお、日本は従来よりデジタル円発行について慎重な姿勢を続けている。
- このようにリテールCBDC開発の方向性は、国・地域により差が出てきており、今後はCBDC（リテール・ホールセール）、ステーブルコイン、トークン化預金の何れかを選択、乃至は組み合わせて開発を進める多極化時代へ移行していく見通し。

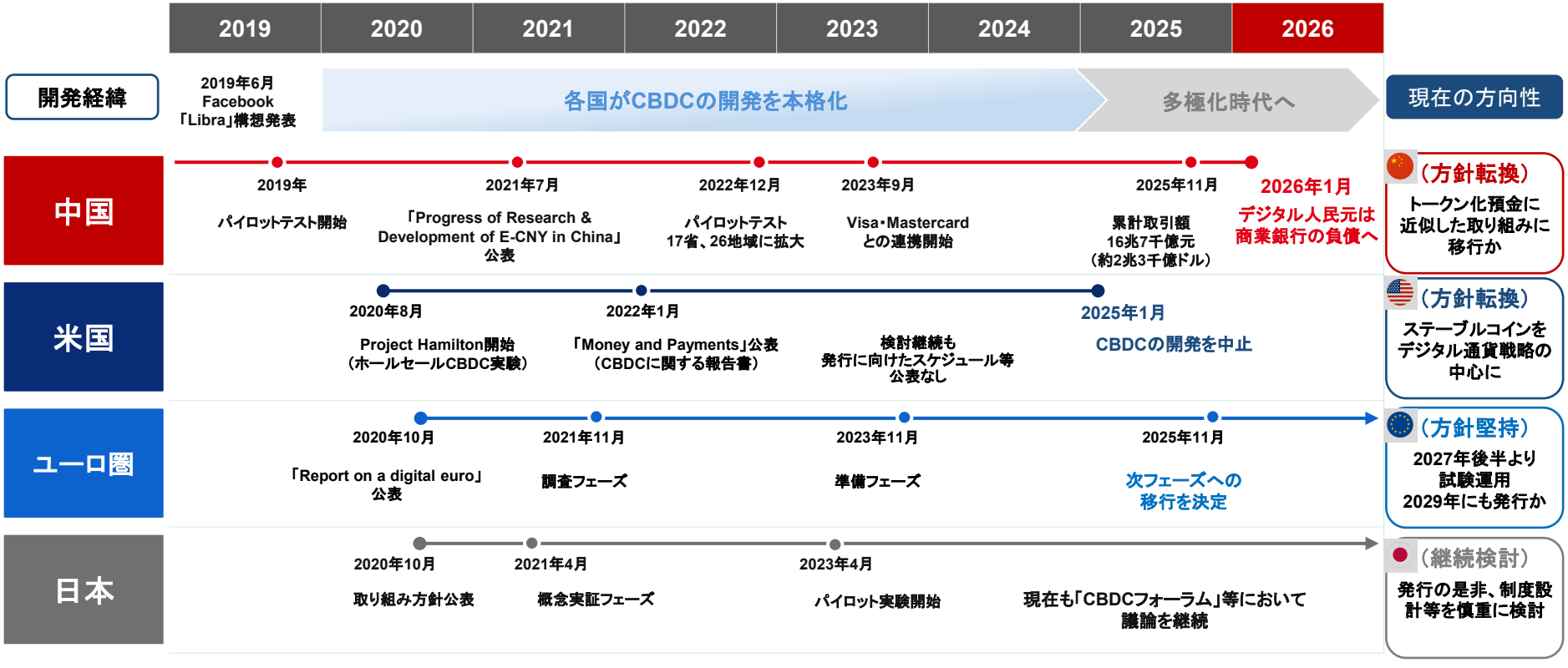

（出所）各種資料より国際通貨研究所作成

2-2. 米国・中国は方針を転換

- 2025年1月、米国は大統領令において、個人のプライバシーの侵害、金融システム安定化への脅威、米国の主権への悪影響を理由にCBDC開発を禁止し、民間のステーブルコインや暗号資産を積極的に推進し、デジタル分野における米ドルの覇権を維持する方針を表明。
- 2026年1月、中国人民銀行はデジタル人民元を従来の中央銀行の負債から、商業銀行の負債へ変更する方針を表明。民間の決済サービスが行き渡る環境下、CBDC固有のユースケースの発掘に至らず、急速に普及する米ドル建てステーブルコインへの警戒もあり、民間主導のトークン化預金（後述）に近似した枠組みに移行か。

米国　～民間ステーブルコイン活用に方針転換

- 2022年1月：連邦準備制度理事会（FRB）は報告書「U.S. CBDC（デジタルドル）」を公表。デジタルドル発行により想定される利点として、決済サービスの安全性の維持、クロスボーダー決済の効率化、基軸通貨としてのドルの国際的役割の維持、金融包摂等を挙げた。
- その後、発行の是非を巡り様々な議論が続いていた模様だが、賛否が分かれ、発行に向けた具体的なタイムスケジュール公表等の具体的な進展はみられなかった。
- 2025年1月：トランプ大統領就任後、CBDC開発を禁止する大統領令が公表され、規制された民間発行のステーブルコインを米ドルのデジタル資産戦略の中心に位置付ける方針を明確化。
- 2025年7月：ステーブルコインの枠組みを整備したGENIUS Actが成立。本法は、発行体に対し、発行するステーブルコインと同額の裏付資産（現金、国債等の安全資産）の保有、月次の詳細な情報開示等の厳格なリスク管理を義務付けている。法律の成立から18カ月以内、または規制当局が最終規則を発行してから120日後のいずれか早い方に全面施行されることになっており、現在は、法律の施行に向けた詳細なルール作りが行われている段階。

デジタル人民元（e-CNY）開発の経緯

- 2014年：人民銀行がデジタル通貨研究のタスクフォースを設置
- 2019年：リテール型CBDCのパイロットテストを開始
- 2021年：「Progress of Research & Development of E-CNY in China」を公表。デジタル人民元の導入目的は、金融包摂、リテール決済サービスの公正な競争、クロスボーダー決済改善の模索等とされた。
- 2022年：パイロットテストは17省、26地域に拡大
- 2023年：香港の決済システムとの連携、VISA／Mastercardとの連携等利用シーンの多様化
- 2025年11月にはe-CNYの累計取引額は16兆7千億元（約2兆3,700億米ドル）に達したとされた。

中国の方針転換のポイント

- 従来：デジタル人民元は中央銀行の負債。付利なし、預金保険対象外。
- 方針転換後：デジタル人民元は商業銀行の負債となり、利息は付与され、預金保険対象に。また、預金準備金へ組み込まれる割合も銀行預金並みの水準に引き下げられることから、信用創造も可能となる模様。

（出所）各種資料より国際通貨研究所作成

2-3. ユーロ圏・日本は従来方針を堅持

- ユーロ圏はデジタルユーロ発行に向けた方針を堅持。現在は発行に必要な法整備を進めている段階で、2027年後半からパイロットテスト（試験運用）を実施し、2029年内の発行を目指す。
- 現在、日本銀行は民間企業を交えたパイロット実験を継続中。財務省においても制度設計等に関する議論が続けられている。「現時点でデジタル円を発行する具体的な計画はないが、いつでも対応できる体制を整える」として慎重な姿勢を続けている。

ユーロ圏　～デジタルユーロで通貨主権の維持

- 2020年10月、欧州中央銀行（ECB）は「デジタルユーロに関する報告書」を公表
- 2021年10月～2023年10月：調査期間
- 2023年11月～2025年10月：準備期間
- 2025年10月から2年をかけて発行に必要な法整備を行い、2027年後半からパイロットプログラム（試験運用）を実施し、最短で2029年内に本格的な発行を目指すとしている。

- ECBは、経済のデジタル化の進展、現金の役割の低下、域外資本による決済サービス（欧州内におけるVisa、Mastercardといった国際クレジットカードやPayPalなどキャッシュレス決済サービス等）やステーブルコイン等に依存することによる欧州の通貨主権喪失を懸念している。
- ECBは、デジタルユーロ発行により、通貨主権の維持、インフラの安全性、利用者のプライバシー保護、サイバーリスクへの対応、AML/CFT（マネーロンダリング対策）等に重点的に取り組もうとしている。

日本　～デジタル円の開発には慎重

- 2020年10月：日本銀行は「中央銀行デジタル通貨に関する日本銀行の取り組み方針」を公表。
- 2021年から概念実証、2023年からパイロット実験を開始。

- 日本銀行は、デジタル円に期待される機能や役割として、現金と並ぶ決済手段の導入、民間決済サービスのサポート、デジタル社会にふさわしい決済システムの構築の3点を挙げている。
- 既に決済システムが相応に高度化していることや、現金需要が根強いこともあり、現時点ではデジタル円を発行する計画はないとしているが、パイロットテストは現在も継続中であり、民間企業60社が参加するCBDCフォーラム等において、システムや制度設計等に関する議論が続けられている。

（出所） 各種資料より国際通貨研究所作成

3-1. ステーブルコインの拡大

- 米国政府がデジタル資産戦略の中心にステーブルコインを含む暗号資産を据えたこともあり、2026年7月時点で、ステーブルコインの発行総額は2,900億米ドルを超え、そのうち9割弱をUSDTとUSDCの二つの米ドル建てステーブルコインが占める。両ステーブルコインの取引額も年々増加している。
- ステーブルコインの利用シーンは、これまでのところ、ビットコイン等の暗号資産の購入・売却時のブリッジ、暗号資産取引の退避資金等が中心で、実店舗やeコマースでの支払いといった実際の商取引での利用は極めて限定的である。

USDT・USDCの概要

	USDT	USDC
発行主体	Tether International	Circle Internet Financial LLC
発行年	2014年	2015年
法人登記国	エルサルバドル、香港、英領ヴァージン諸島他	米国、フランス、英国他
発行額	約1,838億米ドル（2026年7月）	約719億米ドル（2026年7月）
裏付資産	短期国債、貸付金、希少金属、ビットコイン	短期国債、銀行預金
取引額	年間6.38兆米ドル（2025年）	年間4.66兆米ドル（2025年）

（資料）各種資料より国際通貨研究所作成

年間取引額推移

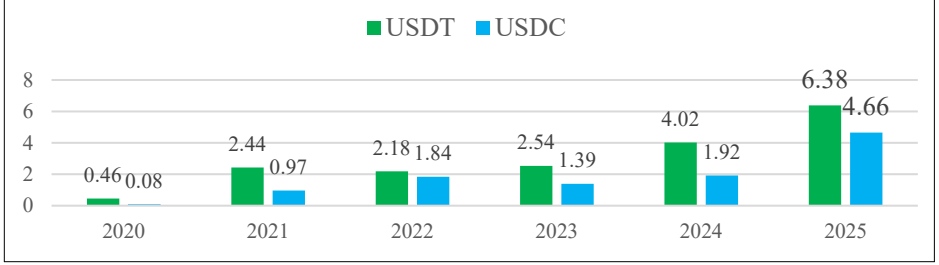

（出所）VISA　　（単位：USD Tri）

発行額推移

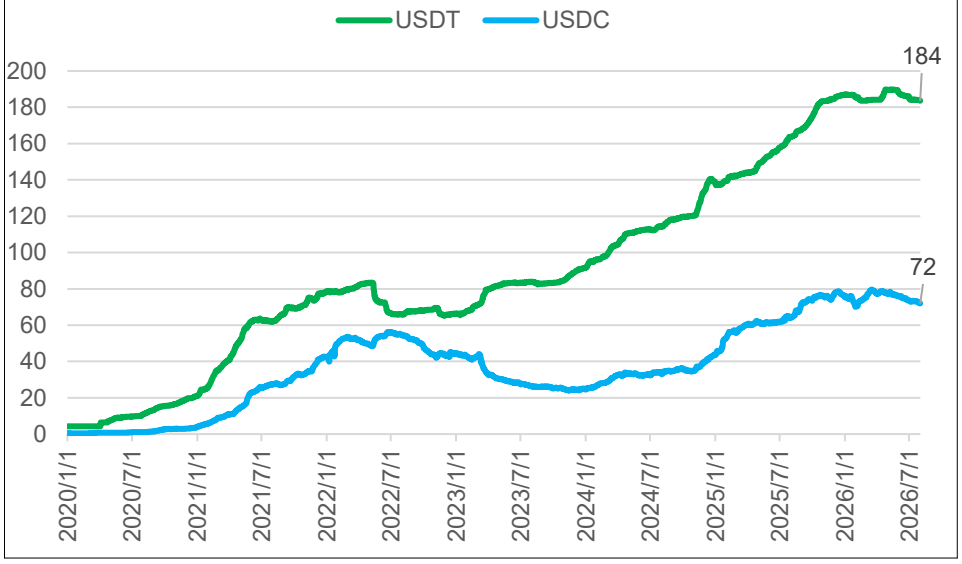

（出所）coin gecko　　（単位：USD Bill）

民間セクターの市場予測（0.5～2兆米ドル）
- スタンダードチャータード銀行：2028年までに2兆米ドル （BLOCK NEWS INTERNATIONAL , Apr.16.2025）
- シティグループ：2030年までに1.9兆米ドル （Fintechnews.ch , Oct.9.2025）
- JPモルガン：2028年までに0.5兆米ドル （ Bloomberg , Jul.24.2025 ）

3-2. ステーブルコインの経済・金融システムへの影響

- ステーブルコインの普及による経済や金融システムへの影響について、国際機関等から次のようなリスクも指摘されている。

発行体が抱えるリスク	
通貨の三特性の欠如	ステーブルコインは、健全な通貨制度に必要な通貨の三つの特性「安全性」・「単一性」・「弾力性」すべてにおいて、欠陥を抱えている。 • 【安全性】ステーブルコインは無記名であるため、KYC、コンプライアンス上の問題が生じやすい。また、ステーブルコインの保有者は発行者の顧客とは限らず、本人確認をしていない個人に送られる可能性があること等から、日常的な決済におけるAML/CFTチェックへの対応は難しい。 • 【単一性】コインによって発行者が異なり、発行者の信用度によってコインの価格は変動する。 • 【弾力性】発行体には中央銀行による市中銀行に対する日中当座貸越のような流動性資源がないため、発行体は自社のバランスシートを自由に拡大することができない。
金融システムへの影響	
短期国債市場への影響	現在、米国のT-bill市場残高に占めるステーブルコイン発行体の保有割合は2%程度と小さいが、ステーブルコインの発行規模が今後も拡大し続けた場合、裏付資産となる短期国債市場の需要増に繋がり、利回りは圧縮される可能性がある。また、ステーブルコインの取り付け騒ぎ時には、短期国債の投げ売りが発生し、市場機能に支障をきたす可能性がある。さらに、国外からの大規模な国債保有によって、予測困難な越境の資金移動が生じる可能性も想定される。こうした短期国債市場への影響は、政府の資金調達能力にも悪影響を及ぼす虞がある。
銀行仲介機能の浸食	ステーブルコインの裏付資産のうち銀行預金の割合が低下した場合、銀行は預金金利をより競争力のある水準に設定せざるを得なくなり、銀行の安価で安定的な資金調達が減少し、貸出供給に影響を及ぼす虞がある。 また、国外のステーブルコインへの需要の高まりは、国外への資金流出により、銀行預金の減少を一層加速させる可能性がある。
通貨主権や国際金融秩序への影響	
デジタル・ダラー化（通貨代替）	経済活動の多くの部分が外貨建てステーブルコインに移行した場合（通貨代替）、中央銀行の国内流動性や金利に対する統制力が弱まり、金融政策の伝達が阻害される可能性がある。さらに、自国通貨の需要減少により、中央銀行のシニョリッジ収入の減少、政府への利息支払いの減少等が生じる虞がある。
資本フローの不安定化	ステーブルコインは、現在のクロスボーダー決済が抱える課題を解決する可能性があるが、コルレス銀行ネットワークを迂回することにより、資本移動と為替レートのダイナミクスを大きく変える可能性がある。

（資料）BIS[2025]、IMF[2025]、ANDERSEN INSTITUTE[2025]より国際通貨研究所作成

3-3. ステーブルコインに関する各国の規制動向

- 2023年、日本は世界に先駆けてステーブルコインの発行、取引に関する規制枠組みを整備。続く2024年、EUにおいてもステーブルコイン規制の枠組みが導入された。米国では2025年7月GENIUS Actが成立し、現在は法律の施行に向けた詳細なルール作りが行われている段階。
- ステーブルコインの発行、償還、リスク管理においては金融安定理事会（FSB）等から国際的な一貫性が求められているが、日本、EU、米国はいずれも国内での発行、流通を企図した規制整備にとどまっている。
- 中国は本土でのステーブルコインを含む暗号資産の取り扱いを全面的に禁止しているが、香港における香港ドル連動ステーブルコインについては、国外の発行者にもライセンス供与を認めるなど、通貨そのものの信頼性の確保を軸に、ステーブルコインの規制、監督を整備している。

	日本	EU	米国	香港
主な制度名	改正資金決済法 （2023年6月施行）	MiCA （2024年12月施行）	GENIUS Act （2025年7月成立）	Stablecoin Ordinance （2025年8月施行）
発行体	銀行・信託銀行・資金移動業者	銀行または電子マネー発行機関	被保険預金機関の子会社、認可を受けた発行者	香港法人、香港に支店を持つ域外認可機関（銀行等）
ステーブルコインの分類	デジタルマネー 類似型	EMT / ART に分類	決済用ステーブルコイン	特定ステーブル コイン
裏付資産に関する規制	発行額の100%以上 預金、 国債（3か月以内）	発行額の100%以上 高流動性、リスクが最小限の金融商品	発行額の100%以上 現金、預金、 国債（93日以内）等	発行額の100%以上 現金、預金、 国債（1年以内）
発行体の開示・報告義務	利用者保護・償還等の情報開示	ホワイトペーパー、裏付資産、内部統制の開示	償還方針、発行残高と裏付資産の構成、財務諸表等	ホワイトペーパー、裏付資産、検査結果等の開示
主な事例	・JPYC（資金移動業型） ・JPYSC（信託型）	・USDC（EMT） ・EURC（EMT）	―	・Anchorpoint Financial Limited ・HSBC

（出所） 各種資料より国際通貨研究所作成

（注） 各国・地域ではステーブルコインの法的位置付けや発行主体、裏付資産、償還等に関する制度設計が異なる。本表は主要な規制内容を比較のため簡略化して整理したものであり、各項目が必ずしも制度上同一の概念を意味するものではない。また、「主な事例」は各制度に基づき発行・提供が認められている主な事例を示したものであり、各国・地域の制度上同一のステータスを意味するものではない。
MiCA：Markets in Crypto-Assets Regulation（暗号資産市場規制）。MiCAでは、ステーブルコインを裏付資産の性質や連動対象に応じて、EMT（E-Money Token）とART（Asset-Referenced Token）の2つのカテゴリーに厳格に分類して規制している。EMT：単一の公式通貨（法定通貨）に価値を連動させ、決済手段として使用されるデジタルマネー。ART：複数の法定通貨（通貨バスケット）、コモディティ（金など）、他の暗号資産、またはそれらの組み合わせを参照（ペッグ）することで価値の安定を図るトークン。

4. トークン化預金の台頭と制度上の課題

- トークン化預金（TD）とは、分散台帳（DLT）等の基盤上でトークン化された銀行預金。中央銀行準備金もトークン化することで、伝統的な中央銀行と商業銀行による二層構造を維持しながら、24時間の即時決済、プログラマビリティ等を実現できる点に特徴がある。
- 米国では、J.P. MorganやCiti等の大手金融機関が自行の顧客向けにトークン化預金を活用したサービスを提供している。日本国内では、ゆうちょ銀行や SBI 新生銀行等がTDを活用したサービス検討を進めている。
- TDの活用は決済の効率性を高める反面、銀行の健全性に疑義が生じた際等の影響の伝播も高速化させる可能性があり、金融の安定性等への影響も指摘されている。

	Kinexys Digital Payments	Citi Token Services
主体	J.P. Morgan	Citi
トークン化の対象	自行の商業銀行預金	自行の商業銀行預金
主な用途	クロスボーダー決済、 流動性・キャッシュ管理	クロスボーダー決済、 流動性・キャッシュ管理
技術的基盤	プライベート型・許可型ブロックチェーン	プライベート型・許可型ブロックチェーン
特徴	プログラマブル決済、オンチェーンDvP等への拡張性	既存のグローバル資金管理網との統合
進捗状況	8通貨（USD、EUR、GBP、AUD、HKD、JPY、RMB、SGD）に対応、 Kinexys全体で日次平均70億ドル超を処理	USD、EUR 米国、英国、シンガポール、香港等で、日次約10億ドルを処理

トークン化のリスク／論点

- **金融安定性への影響**：トークン化された金融市場では、取引や仲介業務が即時化・高速化するため、例えば、銀行の健全性に疑義が生じた際の資金流出が、従来の銀行システムよりも遥かに高速化・大規模化するといった、ストレス時の影響の伝播も高速化する可能性がある。
- **法的不確実性と決済の最終性**：トークン化されたとしても、それが法的に「預金」として同等の保護を受け、かつ分散型台帳等の書き換えが法的な「決済の最終性（ファイナリティ）」を伴うかについては、国ごとの法的枠組みの整備が必要。
- **通貨の単一性と安全な決済資産**：BISは、同じ通貨単位で表示されるマネーが中央銀行マネーと額面で交換できる「通貨の単一性」を、健全な通貨制度の基礎と位置づける。トークン化金融でも、中央銀行マネーなど信用・流動性リスクの低い資産を決済のアンカーとして利用し、異なる形態のマネーの額面交換性を維持することが重要となる。
- **ガバナンスとプログラマビリティのリスク**：トークン化のプログラマビリティ機能を活用した契約の自動執行機能等により、効率化が進む可能性がある一方、プログラムコードの設計・変更権限、障害発生時の責任、取引の取消しや例外処理など、新たなガバナンス上の問題を生む可能性も指摘される。

（出所） 各種資料より国際通貨研究所作成

5-1. クロスボーダー決済の高度化に向けた代表的な3つのアプローチ

- デジタル通貨の活用が期待されている分野のひとつがクロスボーダー決済である。伝統的なコルレス銀行方式によるクロスボーダー決済が抱えるコスト、スピード、透明性等の課題を解決するため、各国・地域で様々なアプローチが進められている。
- ホールセールCBDC、トークン化預金を活用する形態のほか、デジタル通貨の導入を前提とせず既存の即時決済システム同士を接続する方式もあり、アプローチも多極化している。

	Project mBridge	Project Agorá	Project Nexus
参加国・地域	中国、香港、タイ、UAE、サウジアラビア	ユーロ圏（フランス）、日本、韓国、メキシコ、スイス、英国、米国、カナダ	インド、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、インドネシア
インフラ	分散型台帳（mBridge Ledger）	統合台帳（Unified Ledger）	Nexus Gateway（IPS相互接続）
決済資産	ホールセールCBDC	中央銀行準備金トークン、商業銀行預金トークン	既存の商業銀行預金
取引対象	多通貨クロスボーダー決済（ホールセール）	多通貨クロスボーダー決済（ホールセール）	多通貨クロスボーダー決済（リテール）
基本的な設計	参加国それぞれの中央銀行が発行するホールセールCBDCを商業銀行がmBridge上で直接交換・決済	中央銀行と商業銀行で構成される伝統的な二層構造を、トークン化（中央銀行の準備金トークンと商業銀行の預金トークン）により再設計	既存の各国の国内即時決済システム（IPS）を共通ルール・API・メッセージにより相互接続
主な強み	中央銀行の監視下にある台帳上で、即時・最終的な多通貨決済が可能	安全性・信頼を維持したアトミック決済とプログラマビリティ	新たなデジタル通貨を作らず、既存の決済基盤を活用
形成過程	2019年 Inthanon-LionRock開始 2021年 mBridgeへ発展 2024年 MVP到達、商用化に向け検討継続	2023年 Unified Ledger構想提唱 2024年 Project Agorá発足 2026年 プロトタイプ成果公表	2021年 Blueprint公表 2023年 概念実証（PoC）完了 2024年 包括的Blueprint完成、実装準備
概念図	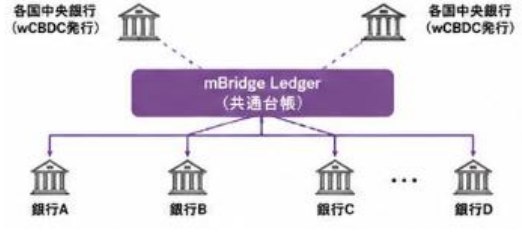	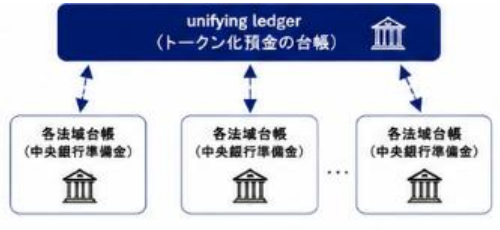	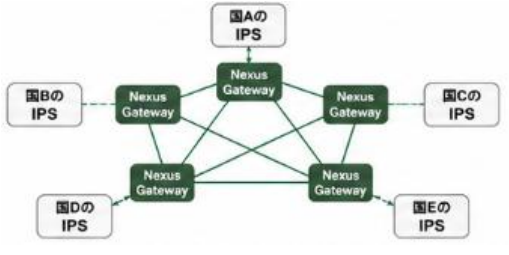

（出所）各種資料より国際通貨研究所作成

（注） Inthanon LionRock：当初、香港とタイの2法域により発足。分散型台帳技術（DLT）を活用し、複数のホールセールCBDC（デジタル香港ドルとデジタルタイバーツ）を直接交換・決済できる共有プラットフォームを構築することで、クロスボーダー送金および外国為替（FX）取引の効率化、コスト削減、決済リスクの低減を検証することを目的とした。2021年、BIS、中国、UAEが加わりプロジェクトの名称をmBridgeに変更。
MVP：Minimum Viable Product（実際のビジネス環境での実運用に向けた最小構成のシステム）
なお、概念図は各アプローチの仕組みの概要を簡略化し図式化したものであり、実際のアーキテクチャーや運用の詳細を表わすものではない。

5-2. 多極化するアプローチと鍵となるインターオペラビリティ

- 同一のプロジェクトに参加する国・地域同士では、既存のクロスボーダー決済が抱える課題を改善することが期待されるが、多極化するアプローチが直ちに一つに収斂する可能性は高くない。貿易・投資・資本移動などの経済活動は異なる決済圏を横断するため、決済資産、技術基盤、参加資格、ガバナンス等が異なる複数のアプローチが並存することで、世界全体では新たなフラグメンテーションが生じる可能性がある。
- このため今後は、個々のデジタル通貨やアプローチの優位性やリスク等を論じるだけでなく、いかに異なるデジタル通貨・アプローチ間の相互運用性（インターオペラビリティ）を確保するかが重要となる。
- インターオペラビリティを確保するための取り組みは、単なるシステム間の技術的接続にとどまらない。デジタル通貨間の交換可能性、決済の最終性・法的確実性、AML/CFT・KYC、データ管理、ガバナンス等を含む幅広い調整が必要であり、中央銀行や国際機関を含む公共部門による国際的な協調が鍵となる。

	内容	説明
決済システムの接続性	異なる決済レール間の接続・メッセージ交換	異なる決済プラットフォーム間で決済情報を円滑に交換し、利用者がレールの違いを意識せず送金できる仕組みを整備する。
共通技術標準	ISO 20022、API、データ標準	メッセージ仕様やAPIなどの技術標準を共通化することで、異なるシステム間でも効率的かつ自動的なデータ連携を可能にする。
法制度・規制	決済の最終性、AML/CFT、利用者保護	決済の法的確実性やマネロン対策などのルールを各国で整合させ、安全かつ信頼できるクロスボーダー決済環境を構築する。
データ・識別子	法人識別子（LEI）、データ共有ルール	法人識別子（LEI）やデータ管理ルールを共通化し、本人確認やコンプライアンス対応を効率化するとともに、データの円滑な越境利用を実現する。
ガバナンス	国際協調、運営ルール、責任分担	共通ルールの策定やシステム運営、障害対応などについて、中央銀行や関係機関が協調し、継続的な運営体制を構築する。

（出所）各種資料より国際通貨研究所作成

（注）ISO20022：金融業界における共通のメッセージング標準。従来の規格に比べて、より豊富で構造化されたデータを欠落や変損なく共有できることが最大の特徴であり、送金処理の自動化や、マネーロンダリング対策（AML/CFT）チェックの効率化、透明性の向上が可能になる。G20ロードマップでは、既存システムと新興インフラを繋ぐ「共通言語」として、その調和された実装が最優先事項の一つとされている。

API：あるソフトウェアアプリケーションが別のアプリケーションに対してデータを要求し、転送するための技術的な接続手段。クロスボーダー決済においては、既存のシステムと新しい技術を繋ぎ、口座確認やコンプライアンス・チェック、支払ルートの特定といった一連の工程を自動化する役割を担う。

法人識別子（LEI / Legal Entity Identifier）：金融取引に参加する法人の身元を一意に特定するための国際的な識別コード。LEIを決済メッセージに含めることで、データの標準化が進み、本人確認（KYC）や制裁リストのスクリーニング、突合（照合）作業の精度が向上するとされ、G20では、データ品質の向上と透明性確保のために、LEIのさらなる普及と活用が推奨されている。

6. まとめ

- 世界のデジタル通貨開発の方向は国・地域で異なり、その活用を含むクロスボーダー決済の課題解決に向けた取り組みも複数のアプローチに分岐している。今後は特定のデジタル通貨や決済基盤への収斂を前提とするのではなく、複数の仕組みが並存することを前提に相互運用性を確保する視点が重要となる。
- 日本は、特定の決済圏だけに依存する立場にはなく、Project Agoráに参加する主要先進国のみならず、中国、ASEAN、中東等とも密接な経済関係を有する。
- このため、日本の政策目標は、日本型のデジタル通貨や決済基盤を構築するのではなく、複数の国外レールへ接続可能な制度と市場インフラを整えることに着目すべきであろう。国内では、銀行預金、トークン化預金、ステーブルコイン、中央銀行マネーの間の交換可能性と決済完了性を明確にする必要がある。クロスボーダーでは、ASEANのIPS・QR決済連携との接続を進める一方、ステーブルコインの国際的な規制・監督制度設計への関与や、Project Agoráを通じたホールセール・トークン化に関する制度・技術標準の形成に一層積極的に関与することが重要と考えられる。

以上

主要参考資料

- BIS[2022], “Project mBridge : connecting economies through CBDC”, 26 Oct 2022,（https://www.bis.org/publ/othp59.htm）
- BIS[2025], “Project Nexus : enabling instant cross-border payments”, 27 Aug 2025,（ https://www.bis.org/about/bisih/topics/fmis/nexus.htm）
- BIS[2026]a, “Annual Economic Report”, 23 June 2026,（https://www.bis.org/publ/arpdf/ar2026e3.htm ）
- BIS[2026]b, “Project Agora : exploring tokenization of wholesale cross-border payments”, 30 July 2026,（ https://www.bis.org/about/bisih/topics/fmis/agora.htm）
- IMF[2025], “Understanding Stablecoins” , 4 Dec 2025, (https://www.imf.org/en/publications/departmental-papers/issues/2025/12/02/understanding-stablecoins-570602)
- IMF[2026], “Tokenized Finance”, 2 Apr 2026,（https://www.imf.org/en/publications/imf-notes/issues/2026/04/01/tokenized-finance-574921 ）
- FSB[2023], “High-level Recommendations for the Regulation, Supervision and Oversight of Global Stablecoin Arrangements: Final report” , 17 Jul 2023 , (https://www.fsb.org/2023/07/high-level-recommendations-for-the-regulation-supervision-and-oversight-of-global-stablecoin-arrangements-final-report/)
- FSB[2025], “G20 Roadmap for Cross-border Payments : Consolidated progress report for 2025”,（https://www.fsb.org/2025/10/g20-roadmap-for-cross-border-payments-consolidated-progress-report-for-2025/）
- 国際通貨研究所[2026], “ステーブルコインが経済や金融システムにもたらす影響と今後の展望”, 2 Apr 2026,（https://www.iima.or.jp/docs/newsletter/2026/nl2026.20.pdf）
- 国際通貨研究所[2026], “三つのデジタル通貨の潮流の現在地”, 28 May 2026,（https://www.iima.or.jp/docs/newsletter/2026/nl2026.32.pdf）
- VISA, Visa Onchain Analytics Dashboard, (https://visaonchainanalytics.com/)
- ANDERSEN INSTITUTE[2025] , “Stablecoins: A Revolutionary Payment Technology with Financial Risks”, Oct 2025,(https://anderseninstitute.org/stablecoins-whitepaper/)
- The People’s Republic of China [2025], “China to enhance digital yuan management with deposit features starting 2026”, 29 Dec 2025,（https://english.www.gov.cn/news/202512/29/content_WS69526d4ec6d00ca5f9a08511.html）
- CIGI[2026], “China’s Central Bank Digital Currency 2.0 and the Future of Digital Finance”, 14 Jul 2026,（https://www.cigionline.org/publications/chinas-central-bank-digital-currency-20-and-the-future-of-digital-finance/）

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。

当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2026 Institute for International Monetary Affairs（公益財団法人 国際通貨研究所）
All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan

〒103-0027　東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル8階
e-mail: admin@iima.or.jp
URL: https://www.iima.or.jp